

平成28年度包括外部監査の結果および意見に対する措置状況について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>施設のあり方について</p>	<p>(1)「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」について(指摘1)</p> <p>国の大綱的指針では、平成16年度以降4度の改定がなされている一方で、県の評価指針は、平成16年6月に策定されて以降、10年以上一度も改定されていない。評価指針には、現在存在していない組織である「滋賀県科学技術振興会議」の記載が残っているなど、形骸化していると言わざるを得ない。早急に実態に合わせて改定する必要がある。</p> <p>(2)「滋賀県科学技術政策推進会議」について(指摘2)</p> <p>評価指針では推進会議が研究課題評価の推進を統括するとともに、評価の結果、部局横断的な取組が必要と認められた場合等においては、調整を図るものとしている。また、評価を実施した試験研究機関もしくは試験研究機関所管部は、評価の実施結果について推進会議に報告するものとなっている。</p> <p>推進会議は試験研究機関の有機的な連携を図るための重要な役割を担っていたにも関わらず、8年以上開催実績がない。滋賀県の研究課題評価の推進を統括し、部局横断的な取り組み等の調整を図る組織が機能していない。今後の推進会議のあり方等について検討のうえ、早急に改善を図る必要がある。</p>	<p>ご指摘に従い、現在存在していない組織である「滋賀県科学技術振興会議」の記載については、実態に合わせて改定を行った。(平成29年5月10日付け関係所属長あて通知)</p> <p>その他研究課題評価の推進と部局横断的な取組に向けた調整についても、ご指摘の趣旨に沿って、適宜見直しを行っていく。</p> <p>①「滋賀県科学技術政策推進会議」が担ってきた庁内における研究課題評価の推進と部局横断的な取組に向けた調整機能については、各試験研究機関における研究課題等の情報共有が行われている既存の会議組織等の場を活用して、科学技術振興主管課であるモノづくり振興課が引き続き確保していくこととする。</p> <p>②一方、「滋賀県科学技術政策推進会議」については、上記①に記載のとおり庁内調整機能の確保を図りつつ、全庁的な本部組織見直し方針や業務効率化の観点から廃止することとする。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 工業技術総合センター

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
施設のあり方について	<p>(5) 信楽窯業技術試験場の後進人材育成(有料化)について(指摘5)</p> <p>研修生の受講料については、陶土などの材料経費を除いて無料としている。しかし、受益者に応分の負担を求める観点から、有料化を検討すべきである。</p>	<p>信楽窯業技術試験場の研修生の受講料については、受益者に応分の負担を求める観点に加え、本県陶器産業を担う人材の育成・確保を図る観点から、研修終了後の県内陶器産業への就職のインセンティブが働く仕組みと併せて、平成31年度からの受講料有料化に向けて引き続き検討していく。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
施設のあり方について	(13) 試験研究における部局横断的な取組について (意見1) 部局横断的に取り組むべき政策にかかる試験研究課題等については、相互の関連付けを明確にし、国の大綱的指針なども参考にしながら、県における効果的・効率的な評価手法と部局横断的な推進のあり方等を検討する必要がある。	部局横断的に取り組むべき政策にかかる試験研究課題等の効果的・効率的な評価手法や部局横断的な推進のあり方については、各試験研究機関における研究課題等の情報共有が行われている既存の会議組織等の場を活用して、各関係部局・機関と意見交換・調整しながら、検討を進めていく。

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 東北部工業技術センター

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
施設のあり方について	<p>(16)拠点の統合について(意見4)</p> <p>彦根庁舎・長浜庁舎ともに建物建築後、相当年数が経過しており老朽化が進んでいる。また、彦根と長浜は比較的近く交通事情が年々整備されている現在において、庁舎を二つ設置する意義も乏しいと思われる。そのため彦根庁舎と長浜庁舎の統合を含めた検討を行うべきである。</p>	<p>東北部工業技術センターについては、平成28年3月に策定された「滋賀県県有施設更新・改修方針」において、「方針の期間内(平成28年～37年度)の事業着手に向けて、課題整理や事業方針等の検討を行う施設」として位置付けられている。</p> <p>平成29年5月から8月にかけて「東北部工業技術センターあり方懇話会」を3回開催し、業界関係者、学識経験者、関係市等から県東北部の工業振興や地場産業振興に向けた今後の東北部工業技術センターのあり方等について意見聴取を行った。懇話会では、機能を充実させ統合して施設更新すべき、場所は東北部地域内の中間(米原周辺)が妥当等の意見をいただいたところであり、これらを踏まえながら、早期の事業着手に向け検討・調整を進めていく。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 工業技術総合センター

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>施設のあり方について</p>	<p>(17) 信楽窯業技術試験場の老朽化について (意見5)</p> <p>信楽窯業技術試験場も建物建築後、相当年数が経過しており老朽化が進んでいる。そのため、このままでは信楽窯業技術試験場の運営に行き詰まることとなり、移転・建て直し等も含めた検討が必要である。</p> <p>なお、本件については過去から10年以上に渡って継続的に検討されており、滋賀県立陶芸の森付近への移転なども検討されている。しかし、信楽窯業技術試験場は昭和42年に改築されたものであり、限界も近づいていることを勘案すると、早急に何らかの結論を出すよう、検討を急がれたい。</p>	<p>信楽窯業技術試験場については、平成28年3月に策定された「滋賀県県有施設更新・改修方針」において、「早期（概ね平成28年～32年度）の事業着手に向けて、具体的な事業内容等の精査・検討を行う施設」として位置付けられている。</p> <p>平成29年6月に「信楽窯業技術試験場あり方懇話会」を設置し、業界関係者、学識経験者等から信楽焼産地および県内窯業関連産業の振興に向けた今後の試験場のあり方等について意見聴取を行っているところであり、また本年5月初旬には、地元信楽の経済関係の6団体からの信楽地域振興に向けた窯業技術試験場の移転建替に関する要望をいただいたところ。これらの意見を踏まえながら、早期の事業着手に向け引き続き検討・調整を進めていく。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 工業技術総合センター・東北部工業技術センター

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
施設のあり方について	<p>(18) 両センターの効率的な工業支援体制について (意見6)</p> <p>東北部工技センターの庁舎は老朽化が進んでおり、早期に対応が必要である。そのため、県の財政事情や振興方針の両面を考え、今後の県の工業振興体制について検討すべきである。その際に、各庁舎の状況を考慮して、使用頻度の高い機械の配置や老朽化した機械の廃棄も含めた検討を行うことによって、財政的に更なる効率的な運用も可能になる。また、庶務業務や施設管理の効率化も見込める。</p> <p>この他、県の政策方針である県北東部の工業振興や地場産業振興を含めた総合的な工業支援体制の構築が必要である。</p>	<p>平成28年3月に策定された「滋賀県有施設更新・改修方針」を受け、平成29年度より両センター職員による「工業技術センターあり方検討会」を開催し、両センターが今後備えるべき機能等について検討を行っている。</p> <p>引き続き、両センターの施設更新に向けて開催する「信楽窯業技術試験場あり方懇話会」および「東北部工業技術センターあり方懇話会」での業界関係者や学識経験者等からのご意見等も踏まえながら、施設管理と業務の効率化も含めた総合的な工業支援体制について検討・調整を進めていく。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 工業技術総合センター

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>施設のあり方について</p>	<p>(19) 信楽窯業技術試験場の後進人材育成（支援制度）について（意見7）</p> <p>有料化について述べたが、地域振興の観点から、信楽産地への定着率（現状は約90%）を維持・向上すべく、研修生支援制度についても検討されたい。</p>	<p>平成31年度からの信楽窯業技術試験場の研修生の受講料有料化に向けた検討と併せ、地元関係機関との連携による研修生支援制度の充実にに向けた検討を進めていく。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 モノづくり振興課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
収支の状況について	<p>(28)「知的財産管理体制の整備」について (意見11)</p> <p>試験研究機関が有する知的財産は固有財産であり、自治体の財産である。知的財産の活用や保護を行い他者の知的財産権の侵害を防ぐために、試験研究機関における知的財産管理体制の整備の進展が必要である。</p> <p>企業の技術開発を支援する試験研究機関であれば、開発した技術の権利化に配慮すべきであるし、文化学術的な研究をする試験研究機関であれば著作権侵害に注意する必要があるなど、試験研究機関毎が取り扱う研究分野によって整備すべき内容が異なるため、管轄する部局ごとに最適なあり方を検討する必要がある。</p>	<p>商工観光労働部では、「滋賀県商工観光労働部試験研究機関における知的財産等取扱方針」および「産業財産権管理委員会設置要領」に基づき、両工業技術センターにおける知的財産の活用や保護についての取組を行っている。引き続き、企業の技術開発を支援する本部として、両センターにおける知的財産ポリシーの策定を進めるなど、最適な知的財産管理体制のあり方について検討していく。</p>
	<p>(29)「試験研究機関の主体的な知的財産に関する取組」について (意見12)</p> <p>試験研究機関の主体的な取組を促すために、実施許諾収入について特許権を保有する試験研究機関に帰属させるなどのインセンティブを働かせつつ、消極的とも思われる試験研究機関の姿勢を、積極的な姿勢へと向かわせる施策が必要である。</p> <p>知的財産を適切に管理・活用することによって、実施許諾収入を増やし滋賀県の歳入を増加させることや、他県・他国の企業に権利を取得されることにより県下の企業が不利益を被ることから保護することが、試験研究機関に求められている。</p>	<p>各試験研究機関が保有する特許の企業利用(実施許諾)を促す取組として、ホームページや冊子により関係部局をまたいで保有特許の紹介を行っていくなど、各試験研究機関の主体的かつ積極的な知的財産に関する取組を促すための効果的な施策についても引き続き検討を行っていく。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 工業技術総合センター

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
収支の状況について	<p>(30) 新規酵母の積極的な開発について（意見13）</p> <p>平成25年には9社であった分譲先について、平成27年には6社となるなど、分譲先が減少しつつある。分譲先が減少するということは、経済効果が縮小するということである。より魅力ある酵母を新規に開発し積極的に提供することによって、一層の地域産業振興を目指す必要がある。</p>	<p>平成30年3月に別館1階および2階の一部を改修し、「日本酒醸造試験室」および「日本酒分析・微生物培養室」、「日本酒機器分析室」として整備した。</p> <p>この施設を活用し、県内醸造所の酒造技術および酒質向上に向けた小規模試験醸造の取組を進めるとともに、香りの高い新規オリジナル酵母の開発など、「近江の地酒」の新製品開発、ブランド力向上に向けた取組を進めていく。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 工業技術総合センター・東北部工業技術センター

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>人件費の状況について</p>	<p>(32) 研究費毎に投下された職員費の把握について (指摘18)</p> <p>試験研究機関の事業費のうち大部分を占める職員費について、試験研究費とは別項目として管理されており、人件費を勘案した試験研究の費用対効果を数値で測定することができない。研究活動を管理するための情報として、「誰が、どの研究に、何時間（いくらの人件費を）」投下したかを把握しなければならない。</p> <p>例えば職務分担表を充実させ、事業と研究に時間を割り振ったうえで、研究については各研究テーマへの割り振りまで行い、さらに予定と実績を比較・分析する仕組みが考えられる。当初に計画された職務分担表による予定投下時間と、実際の投下時間を比較すれば、それぞれの研究者が事業と研究のそれぞれに、どれだけの時間を使う予定であり、実際にどれだけの時間を使ったのか、測定が可能となる。さらに、職員費を時間によって各研究テーマに配賦すれば、職員費を考慮した実態の試験研究費を把握することも可能である。</p>	<p>研究活動に係る職員の従事状況を客観的に把握するため、研究推進指針に基づく4月の実施計画、10月の進捗管理、3月の評価において、研究活動の割合を確認することにより、研究課題ごとの人件費を把握するよう改善を図った。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 工業技術総合センター

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>固定資産管理の状況について</p>	<p>(38) 料金表の記載備品について (指摘22)</p> <p>設備利用の料金表に記載されている備品の中に、過去より故障中で修理予定の無いものが記載されているが、利用できない備品を料金表に記載すべきではない。</p>	<p>ご指摘に従い、現状に即した料金表に改めた。(平成29年4月1日付改正)</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 東北部工業技術センター

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>固定資産管理の状況について</p>	<p>(41) [琵琶湖博物館] [農技] [畜技] [水試] 棚卸実施に関する文言について（指摘25）</p> <p>琵琶湖博物館、水産試験場を除いて、最低年1回のたな卸しは実施しているが、毒劇物の管理規定にその旨の記載がないため記載する必要がある。</p>	<p>毒劇物の管理規定に「毒劇物は数量把握と不要物の廃棄のため、棚卸しを所属長のもと年1回程度実施する。」旨の追加記載を行った。（平成29年1月）</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 工業技術総合センター・東北部工業技術センター

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>固定資産管理の状況について</p>	<p>(49) 研究用備品の有効利用について（意見18）</p> <p>研究用備品の有効利用を推進すべく、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」において「滋賀県試験研究機関連絡会議設備機器相互利用実施要領」に基づき機器の相互利用を図っているが利用実績が低い。</p> <p>利用促進を図るため、機器の保有側も会議の際に未利用設備の情報を開示するとともに、「琵琶湖と滋賀県の環境に関する連絡会議」に参加していない他の県立機関にも情報提供を行うことが必要である。</p>	<p>センターの大部分の試験分析機器は企業への開放を目的として整備しており、企業による予約・利用が非常に多い状況の中で、同要領に基づく相互利用には加わっていない。しかし、個別の共同研究等に基づく機器の相互利用や、連絡会議の場への機器情報の開示にはこれまでも取り組んでいるところであり、今後引き続き、機器の有効利用に取り組んでいく。</p>
	<p>(52) 研究用備品の利用状況の把握について（意見21）</p> <p>研究用の重要物品の中には、高額なものが存在しているが、研究のための利用状況の把握はされていない。一定金額以上のものに関しては、利用回数等で利用状況を把握し、利用されていないもので業務に支障のない機器については、他の研究機関との共同利用による活用、移管、売却などを進めていくことが必要である。</p>	<p>センターの大部分の試験研究機器は、企業への開放を目的とし導入したものであり、企業の設備使用や依頼試験の実績に基づく利用状況の把握に努めている。利用実績の低い機器については、重要物品不要決定委員会を開催し、管理換え、廃棄など、適切な処分を行っている。今後も引き続き、機器の適正管理・有効活用に努めていく。</p>

<p>(53) 研究用備品の損害保険契約について (意見2.2)</p> <p>各施設とも研究用の重要物品を多数保有しているが、共済保険に加入されていない。万が一火災が発生した時の損害などのリスクと付保によるコストを比較した上で、高額な研究用備品の共済保険加入について検討していく必要がある。</p>	<p>すべての重要物品を対象に共済保険に加入することは、多大な財政負担を伴うことから、災害等によるリスクと毎年度発生するコストを比較検討し従前どおりの管理とするが、今後も共済保険料などの情報収集に努める。</p>
<p>(55) 設備利用料算定方法の見直しについて (意見2.4)</p> <p>設備利用方法の算定方法における減価償却の計算方法が、過去の税法基準の計算方法を用いている。今後は、例えば以下のような合理的な計算方法に改めることが望まれる。</p> <p>(過去の計算方法) 1時間あたり減価償却費 $= \text{取得価額} \times 0.9 \div \text{耐用年数} \div \text{年間稼働時間}$</p> <p>(計算方法例) 1時間あたり減価償却費 $= \text{取得価額} \div \text{耐用年数} \div \text{年間稼働時間}$</p>	<p>ご意見を踏まえ設備利用料金の算定方法について検討を行い、平成30年1月以降に新たに料金設定を行った機器から、提案いただいた算定方法により使用料を定めることとした。</p>

平成28年度包括外部監査の結果および意見の概要報告について

所属名 工業技術総合センター

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
固定資産管理の状況について	(56) 別館の利用について（意見25） 別館3階は会議室5室を有するが、打ち合わせなどの会議利用を除くと、利用されている会議室でも年25日程度の利用しかないため、活用を検討していく必要がある。	平成30年3月に別館1階および2階の一部を改修し、「日本酒醸造試験室」および「日本酒分析・微生物培養室」、「日本酒機器分析室」として整備した。 別館3階については、平成29年2月に開催された「県有財産活用検討会議」において転用・活用を行うべく方針決定されたことを踏まえ、研究室再配置ワーキングを設置し、活用方法について検討しているところである。
	(59) 毒物の管理単位について（意見28） 毒物の管理単位が瓶であるが、毒物の危険性の観点からグラム単位で管理する方法の方が安全性の観点から優れていると考えられるため、グラム単位の管理に変更する必要がある。	平成29年度から薬品管理マニュアルの毒物の管理をグラム単位に変更し、管理している。
	(60) 長期未利用毒劇物の廃棄について（意見29） 10年以上長期未利用の毒劇物の廃棄を継続的に行われているが、依然として保有されているため引き続き廃棄する必要がある。	平成28年度末に実施した薬品の棚卸において該当の毒劇物を確認するとともに廃棄を行った。今後も引き続き毎年度実施する棚卸しにおいて毒劇物を確認し、計画的に廃棄していく。